

令和8年度

街路整備事業

西高屋駅周辺都市再生整備計画事後評価業務

仕様書

施 工 場 所 東広島市高屋町中島、杵原

西高屋駅周辺都市再生整備計画事後評価業務 位置図

広域



詳細



特 記 仕 様 書

本業務の実施に当たっては、広島県制定「設計業務等共通仕様書（令和7年8月）」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

1. 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。（ただし、「設計業務等共通仕様書」第1編第1章第1119条、第1150条、第1編第2章第1209条第12項においては読み替えないものとする。）
2. 「契約規則第2条第1項」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替えるものとする。
3. 「契約約款6条」とあるのは「東広島市業務委託契約約款（以下「市契約約款」という。）第5条」、「契約約款7条」とあるのは「市契約約款第6条」、「契約約款8条」とあるのは「市契約約款第7条」、「契約約款9条」とあるのは「市契約約款第8条」、「契約約款10条」とあるのは「市契約約款第9条」、「契約約款11条」とあるのは「市契約約款第10条」、「契約約款12条」とあるのは「市契約約款第11条」、「契約約款13条」とあるのは「市契約約款第12条」、「契約約款15条」とあるのは「市契約約款第14条」、「契約約款18条」とあるのは「市契約約款第17条」、「契約約款19条」とあるのは「市契約約款第18条」、「契約約款20条」とあるのは「市契約約款第19条」、「契約約款21条」とあるのは「市契約約款第20条」、「契約約款22条」とあるのは「市契約約款第21条」、「契約約款23条」とあるのは「市契約約款第22条」、「契約約款27条」とあるのは「市契約約款第26条」、「契約約款28条」とあるのは「市契約約款第27条」、「契約約款29条」とあるのは「市契約約款第28条」、「契約約款30条」とあるのは「市契約約款第29条」、「契約約款31条」とあるのは「市契約約款第30条」、「契約約款33条」とあるのは「市契約約款第32条」、「契約約款40条」とあるのは「市契約約款第39条」と読み替えるものとする。

4. その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
—	—	—	—	前払金		契約金額が50万円以上の委託業務の場合は前払金を請求することができる。 前払金は契約金額の30%以内とする。 その他、前金払の適用は、次の要領による。 業務委託代金前金払実施要領
設計業務等共通仕様書						
1	1	1	1101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
1	1	1	1117	成果物の提出	4	適用しない。
1	1	1	1136	低入札価格調査制度		適用しない。
1	1	2	1146	業務成績評定		適用しない。
1	1	2	1148	総合評価落札方式		適用しない。

5. 情報共有システム

- (1) 本業務は情報共有システムの対象業務（受注者希望型）である。
- (2) 工事中情報共有システムを利用するにあたり、発注者に連絡の上、利用申込すること。
- (3) 本業務で使用する情報共有システムは次のとおり。

広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）

<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>

(4) 情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。

(5) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。

この場合においては、次のとおりとする。

1) ガイドラインにある工事に関する規定等は業務委託に関する規定等に読み替える。

2) 「C A D製図基準(国土交通省)」および「C A D製図基準に関する運用ガイドライン(国土交通省)」は適用しない。

3) 検査は、情報共有システムにより処理した業務関係書類は、紙に出力することを要せず、電磁的記録により検査を行うものとする。この場合において、当該検査時に必要となる機器は、受注者が準備することとし、検査に必要な電磁的記録は、受注者が当該機器に事前に登録するものとする。ただし、発注者が必要と認めるときは、この限りでない。

6. 成果物の提出

受注者は、情報共有システムにより処理した各種書類等について、電子成果品として電子媒体（CD-R 等）で納品すること。

業 務 特 記 仕 様 書

第 1 章 総則

第 1 節 適用

- 1 本特記仕様書は、西高屋駅周辺都市再生整備計画事後評価業務に適用する。

第 2 節 目的

- 1 本業務は、令和 2 年度から令和 7 年度までを計画期間として実施している「西高屋駅周辺地区都市再生整備計画」について、事業の成果などを客観的に検証することを目的とする。

第 3 節 法令等の遵守

- 1 受注者は、業務上の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

第 4 節 中立性の保持

- 1 受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

第 2 章 業務概要

第 1 節 業務箇所

- 1 東広島市高屋町中島、杵原

第 2 節 業務内容

- 1 国土交通省作成の「都市再生整備計画事業等評価の手引き」令和 4 年度版に基づき、次のとおり行うものとする。

業務項目	内 容
①計画・準備	業務の目的を把握し、実施方針、業務工程等の計画準備を行う。
②事後評価方法書の作成	当該事後評価の作業が円滑かつ確実に進められるよう、都市再生整備計画に記載した定量的な指標及びその他の数値指標の計測時期や計測方法、効果発現要因及び今後のまちづくり方策等に関する分析・検討作業の時期や手法等を記した「事後評価方法書」を作成する。
③成果の評価	都市再生整備計画に位置づけられている「目標を定量化する指標」の達成状況と見通しを把握する（原則、指標の計測は、事前評価時と同じ方法で計測する。）とともに、その他の数値指標により、事業の効果が認められる場合にも検証を行う。また、都市再生整備計画の変更（計 7 回の変更あり）による影響等を確認する。 ■「目標を定量化する指標」の計測方法

	※具体的な計測方法については、上記②の「事後評価方法書」において、市との協議により確認した内容で決定する。現時点で想定する内容は、次のとおりとする。 ・すべての人にとって移動しやすい公共交通網の充実に対する満足度 (方法) 市が提供するデータを基に、整理、検証する。 ・歩道整備率 (方法) 歩行調査により確認する。 ・東広島市の図書館入館者数 (方法) 市が提供するデータを基に、整理、検証する。 ・地域センター利用者数 (方法) 市が提供するデータを基に、整理、検証する。 ※上記詳細については、ホームページに掲載してある西高屋駅周辺地区都市再生整備計画を参照とする。
④実施過程の評価	モニタリングの実施状況を確認する。
⑤効果発現要因の整理	数値目標の達成状況を踏まえて、指標の改善と事業の関連性など、当該地区のまちづくりにおける成功要因・失敗要因の整理、成果と実施過程の整理等を行い、事業効果を定量的・定性的に把握する。
⑥今後のまちづくり方針の検討	事業の実施により得られた効果・影響・知見等を生かして、事業終了後にも効果を継続・活用するために何をすべきか、また目標達成が見込まれない場合の改善処置など、今後のまちづくり方策を検討する。
⑦事後評価原案の作成	上記③～⑥を踏まえた「事後評価原案」の作成を行う。
⑧評価結果のまとめ	「事後評価シート」を作成する。
⑨業務報告書の作成	以上をとりまとめ、業務報告書の作成を行う。

2 打合せ協議は、業務着手時 1 回、中間 1 回、成果品納入時 1 回実施を見込んでいる。

第 3 章 その他

第 1 節 提出図書

1 提出図書は報告書、打合せ議事録及びその他参考資料とする。提出部数は紙媒体 1 部、電子媒体 2

部作成すること。電子媒体は CD-R または DVD-R とする。

(別記様式1)

特記事項 (管理技術者及び照査技術者の選任)

この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定めることが必要である。

業 務 名	西高屋駅周辺都市再生整備計画事後評価業務	
委託業務場所	東広島市高屋町中島、杵原	
○印がある部分の技術者が必要である。 なお当該技術者は、別に定めのない限り、配置時点で直接的かつ恒常的な雇用関係（所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前（随意契約にあつては見積書提出日前）までに連続して3か月以上存在すること）にある者とする。		
業 務 の 種 類	管 理 技 術 者	照 査 技 術 者
設 計 業 務	(○) (別表のとおり) <u>都市計画及び地方計画</u>	(○) (別表のとおり) <u>都市計画及び地方計画</u>
	() (資格は問わない)	() (資格は問わない)
測 量 業 務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
地質及び土質調査業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
用地調査等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
建築設計等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
管理（照査）技術者の履行期間途中での交代は、管理（照査）技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めない。その場合であっても、交代前後における管理（照査）技術者の技術力が同等以上に確保されなければならない。		

(注) 必要とする技術者の欄に、○を付して使用のこと。

(別表)

委託業務	管理技術者及び照査技術者の資格要件			
設計業務	(1) 技術士又はビルコンサルタントマネージャー(RCCM)の資格保有者			
	設計業務の種類	技 術 士	R C C M	添付書類
	河川・砂防 及び海岸・海洋	技術士法（昭和58年法律 第25号）第4条に定める 技術部門のうち「建設部門」 に該当する資格	左記「設 計業務の 種類」ご とのRCCM の資格	技術士登 録等証明 書 又 は RCCM の資 格証の写 し
	港湾及び空港			
	電力土木			
	道 路			
	鉄 道			
	造 園			
	都市計画及び 地方計画			
	土質及び基礎			
	鋼構造及び コンクリート			
	トンネル			
	施工計画・施工 設備及び積算			
	建設環境			
	上水道及び 工業用水道	上記法に定める技術部門 「上下水道部門」に該当す る資格		
	下 水 道			
	農 業 土 木	上記法に定める技術部門 「農業部門」に該当する資 格		
	森林土木	上記法に定める技術部門 「森林部門」に該当する資 格		
	水産土木	上記法に定める技術部門 「水産部門」に該当する資 格		
	廃棄物	上記法に定める技術部門 「衛生工学部門」に該当す る資格		
地質	上記法に定める技術部門 「応用理学部門」に該当す る資格			

	<table><tr><td>機械</td><td>上記法に定める技術部門「機械部門」に該当する資格</td></tr><tr><td>電気電子</td><td>上記法に定める技術部門「電気電子部門」に該当する資格</td></tr></table>	機械	上記法に定める技術部門「機械部門」に該当する資格	電気電子	上記法に定める技術部門「電気電子部門」に該当する資格		
機械	上記法に定める技術部門「機械部門」に該当する資格						
電気電子	上記法に定める技術部門「電気電子部門」に該当する資格						
	(2) (1) と同等の能力と経験を有する技術者 (同上。この場合は、業務の種類を問わず以下の要件を満たせばよい。) 【添付書類】 実務経歴書 ① 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) による大学 (旧大学令による大学を含む。) 又は高等専門学校 (旧専門学校令による専門学校を含む。) の土木工学又は同等の工学に関する科目 (橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。) を習得し、建設コンサルタント等業務 (建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。) に 20 年以上の実務経験を有する者 ② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に 22 年以上の実務経験を有する者 ③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に 25 年以上の実務経験を有する者						
測量業務	『測量業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」又は「土地家屋調査士」であり、高度な技術と十分な実務経験を有する者 【添付書類】 資格証の写し又は土地家屋調査士登録証明書の写し						
地質及び土質調査業務	『地質・土質調査業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」とし、業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者。						
用地調査等業務	『用地調査等共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」 (資格要件は次のいずれかに該当する者) (1) 主たる補償業務 (補償コンサルタント登録規程第 2 条に規定する登録部門、(土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償) のいずれかに係る補償業務。以下同じ。) に関し 7 年以上の実務経験を有する者 【添付書類】 実務経歴書 (2) 主たる補償業務に関する補償業務管理士 (一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)						

	【添付書類】登録証の写し (3) 補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者） 【添付書類】登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済みを証する書面の写し（登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記載されたもの） (4) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者 【添付書類】実務経歴書
建築設計 等 業 務	『公共建築設計業務委託共通仕様書（一般社団法人公共建築協会）』に規定する「管理技術者」とし、管理技術者の資格要件は、特記事項に定める。 【添付書類】資格証の写し

事後評価業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など		数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費						
事後評価業務歩掛						レベル1
		1	式			
共通						レベル2
		1	式			
打合せ等						レベル3
		1	式			
打合せ等						レベル4
		1	式			
打合せ 評価業務						
		1	業務			
事後評価業務						レベル2
		1	式			
事後評価業務						レベル3
		1	式			
計画・準備						レベル4
		1	式			

事後評価業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など		数量	単位	単価	金額	備考
	計画・準備					
		1	式			
事後評価支援方法書の作成						レベル4
		1	式			
事後評価支援方法書の作成						
		1	式			
成果の評価						レベル4
		1	式			
成果の評価						
		1	式			
実施過程の評価						レベル4
		1	式			
実施過程の評価						
		1	式			
効果発現要因の整理						レベル4
		1	式			
効果発現要因の整理						
		1	式			

事後評価業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
今後のまちづくり方策の検討					レベル4
	1	式			
今後のまちづくり方策の検討					
	1	式			
事後評価原案の作成					レベル4
	1	式			
事後評価原案の作成					
	1	式			
評価結果のまとめ					レベル4
	1	式			
評価結果のまとめ					
	1	式			
業務報告書の作成					レベル4
	1	式			
業務報告書の作成					
	1	式			
直接人件費					

事後評価業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など		数量	単位	単価	金額	備考
直接経費						
旅費交通費						レベル2
		1	式			
旅費交通費						レベル3
		1	式			
旅費交通費						レベル4
		1	式			
旅費交通費						
		1	式			
電子成果品作成費						レベル2
		1	式			
電子成果品作成費						レベル3
		1	式			
電子成果品作成費						レベル4
		1	式			
電子成果品作成費 その他の設計業務						
		1	式			

事後評価業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など		数量	単位	単価	金額	備考
直接原価						
その他原価	計算情報……					
	対象額……					
	率……					
間接原価						
業務原価						
一般管理費等	計算情報……					
	対象額……					
	率……					
業務価格計						
消費税相当額計	計算情報……					
	対象額……					
	率……					
業務費計						

参 考 図 書

業務名称 ： 令和８年度 街路整備事業
 西高屋駅周辺都市再生整備計画事後評価業務

＜注意事項＞

- 1 本業務は、数量公開の対象業務です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 44 東広島市 00-08.07.01(0)		凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックホウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
諸経費体系	2 委託		
	当世代	前世代	
発注区分 消費税率(%)	41 建設コンサル 10		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

設計業務費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
事後評価業務歩掛					Y1999 レベル1
	1	式			
共通					Y2C0201 レベル2
	1	式			
打合せ等					Y2C020101 レベル3
	1	式			
打合せ等					Y2C02010101 レベル4
	1	式			
打合せ 評価業務					SA010100010 00
	1	業務			単第0 -0001 表
事後評価業務					Y2999 レベル2
	1	式			
事後評価業務					Y3999 レベル3
	1	式			
計画・準備					Y4999 レベル4
	1	式			

設計業務費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
計画・準備					V0001 00
	1	式			単第0 -0002 表
事後評価支援方法書の作成					Y4999 レベル4
	1	式			
事後評価支援方法書の作成					V0002 00
	1	式			単第0 -0003 表
成果の評価					Y4999 レベル4
	1	式			
成果の評価					V0003 00
	1	式			単第0 -0004 表
実施過程の評価					Y4999 レベル4
	1	式			
実施過程の評価					V0004 00
	1	式			単第0 -0005 表
効果発現要因の整理					Y4999 レベル4
	1	式			
効果発現要因の整理					V0005 00
	1	式			単第0 -0006 表

設計業務費 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
今後のまちづくり方策の検討					Y4999 レベル4
	1	式			
今後のまちづくり方策の検討					V0006 00
	1	式			単第0 -0007 表
事後評価原案の作成					Y4999 レベル4
	1	式			
事後評価原案の作成					V0007 00
	1	式			単第0 -0008 表
評価結果のまとめ					Y4999 レベル4
	1	式			
評価結果のまとめ					V0008 00
	1	式			単第0 -0009 表
業務報告書の作成					Y4999 レベル4
	1	式			
業務報告書の作成					V0009 00
	1	式			単第0 -0010 表
* * 直接人件費 * *					

設計業務費 内訳表

頁0 -0005

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
直接経費					Z0001
旅費交通費					YZZ0101 レベル2
	1	式			
旅費交通費					YZZ010101 レベル3
	1	式			
旅費交通費					YZZ01010101レベル4
	1	式			
旅費交通費					S2Z0101X3 00
	1	式			単第0 -0011 表
電子成果品作成費					YZZ0102 レベル2
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ010201 レベル3
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ01020101レベル4
	1	式			
電子成果品作成費 その他の設計業務					S2Z0102X3 00
	1	式			単第0 -0012 表

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
* * 直接原価 * *					
その他原価 計算情報..... 対象額..... 率.....					
* * 間接原価 * *					
* * 業務原価 * *					
一般管理費等 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務価格計					
消費税相当額計 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務費計					

施工単価表

頁0 -0007

打合せ
評価業務

SA010100010

單第0 -0001 表

業務 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0008

計画・準備

V0001

單第0 -0002 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

事後評価支援方法書の作成

V0002

單第0 -0003 表

頁0 -0009

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0010

成果の評価

V0003

單第0 -0004 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0011

実施過程の評価

V0004

單第0 -0005 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0012

効果発現要因の整理

V0005

單第0 -0006 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

今後のまちづくり方策の検討

V0006

單第0 -0007 表

頁0 -0013

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0014

事後評価原案の作成

V0007

單第0 -0008 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

評価結果のまとめ

V0008

單第0 -0009 表

頁0 -0015

式 当り

[illegible]

施工単価表

業務報告書の作成

V0009

單第0 -0010 表

頁0 -0016

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0017

旅費交通費

S2Z0101X3

單第0 -0011 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0018

電子成果品作成費
その他の設計業務

S2Z0102X3

單第0 -0012 表

式 当り

[illegible]